

## 三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

### 1 提案の根拠・理由

令和7年8月7日付け人事院勧告に基づく本市常勤一般職職員の給与制度の見直しのうち、令和8年度から適用される通勤手当に係る改正につき、必要な規定の整備を行うもの

### 2 改正の内容

(1) 民間との自動車等使用者に対する通勤手当支給額の較差を埋めるため、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。【改正後第9条第4項関係】

(2) 通勤のために交通機関等と自動車等の両方を使用する職員に支給する通勤手当（駐車場等の利用に対する通勤手当を除く。）の上限額を66,400円（現在：55,000円）に改めるほか、国の一般職給与法の規定ぶりとの整合を図るため、所要の規定の整備を行う。

【第9条第3項第2号、附則改正関係等】

### 3 施行期日

令和8年4月1日